

## 農地の競売（公売）に参加するには

裁判所の競売や税務署，地方公共団体の公売になった農地の入札に参加する場合，農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する書類が求められます。

これを『**買受適格証明書**』と言います。

農地を取得できない者が最高価買受人になるのを未然に防ぐため，入札参加者を『**買受適格証明書**』を有している者に限定するという取扱いがなされています。

買受適格証明を受けるには，まず該当となる不動産の所在する市町村の**農業委員会に「買受適格証明願」を提出**してください。

競売（公売）農地を**耕作目的で取得**する場合は，**農地法 3 条第 1 項目的の買受適格証明願**になります。

競売（公売）農地を**農地以外の用途に転用する目的**で取得する場合は，**農地法 5 条第 1 項目的の買受適格証明願**になります。

農業委員会総会で審議された結果，適格者であると判断された場合は後日買受適格証明書を発行します（5 条の場合は県が最終決定を行います）。

買受適格証明書は即日交付できるものではありませんので，日程に余裕を持って申請してください。

競売（公売）**農地を落札された場合**，第 3 条目的の場合は「**農地法第 3 条による許可申請**」が，第 5 条目的の場合は「**農地法第 5 条の規定による許可申請**」が**改めて必要**となります。

※農地法第 3 条，第 5 条につきましては，各市町村のホームページ内にあります農業委員会関係ページにて「農地の売買，交換，贈与について（農地法第 3 条関係）」，「農地の転用について（農地法第 4，5 条関係）」などをご参照いただくか，下記の農業委員会事務局まで直接お問い合わせください。

### 【安芸広域管内の農業委員会事務局の連絡先】

室戸市	0887-22-5118	安芸市	0887-35-1015
東洋町	0887-29-3395	馬路村	0887-44-2336
奈半利町	0887-38-8182	北川村	0887-32-1221
田野町	0887-38-2811		
安田町	0887-38-6714		
芸西村	0887-33-2111		

入札等の手続きについては，執行機関である安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構（0887-37-9688）までお問い合わせください。